

FAAVO鳥取運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、FAAVO鳥取を運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング アイデアを実現するために必要な経費を、インターネットを通じて、広く不特定多数の人々から集める資金調達手段のことをいう。
- (2) 購入型クラウドファンディング プロジェクトが提供する何らかの権利、物品およびサービス等を購入する形式で支援者がプロジェクトに対して支援を行うクラウドファンディングのことをいう。
- (3) FAAVO鳥取 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が、株式会社サーチフィールドの運営する購入型クラウドファンディング「FAAVO」の地域における共同運営者となって運営するクラウドファンディングのことをいう。
- (4) 起案者 クラウドファンディングを利用して資金調達をしようとする者のことをいう。
- (5) プロジェクト 起案者自らが、資金調達をするために提案する事業又は企画のことをいう。
- (6) 支援者 プロジェクトに共感し、資金提供の申し込みを行う者のことをいう。
- (7) リターン品 起案者が支援額に応じて支援者への提供を約束する、権利、物品及びサービス等のことをいう。
- (8) パートナー FAAVO鳥取においてセンターとともにFAAVO鳥取を運営する事業者のことをいう。

(対象団体等)

第3条 本事業における起案者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 鳥取県内に拠点を置く個人・団体・事業所等で、代表者が明らかであるもの
 - (2) センター、鳥取県及び鳥取県内の市町村
 - (3) センター、鳥取県または県内の市町村が事務局を務める団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、個人・代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならないものとする。
- (1) 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる場合
 - (2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある場合
 - (3) 公序良俗に反する活動を行っている場合
 - (4) 20歳未満の者で親権者の許可を得ていない場合

(同意事項)

第4条 本事業の起案者は、FAAVOのウェブサイト上に掲載されている次の各号のすべてを確認し、同意しなければならない。

- (1) 会員規約

- (2) 起案者向け利用規約
- (3) プライバシーポリシー

(対象事業)

第5条 本事業の対象となるプロジェクトは、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地域の課題解決や地域活性化に寄与することが見込まれるプロジェクトであること。
 - (2) 資金調達目標額が概ね20万円以上であること。
 - (3) 活動実施に必要な関連法令に規定する許認可等を得ていること、又は得る予定であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならないものとする。
- (1) 単なる売名行為が目的であるもの
 - (2) 宗教及び政治に関するもの
 - (3) 達成の可能性が著しく低いもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又は違法なもの

(事業の手続き)

第6条 起案者が、FAAVO鳥取を利用してプロジェクトの資金調達を行おうとするときは、次に掲げる書類をセンターに提出するものとする。

- (1) FAAVO鳥取利用申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 起案者情報(様式第4号)
- (5) 収支予算書(様式第5号)

(事業の採択)

第7条 センターは、事業を採択した場合、採択通知書をもって起案者に通知し、FAAVO鳥取のウェブページ上に事業を掲載する。ただし、掲載時期及び掲載順については、センターが決定するものとする。

- (1) 採択通知書(様式第6号)

(事業の責任)

第8条 センターは、採択された事業をFAAVO鳥取のサイト上に掲載するのみであり、起案者に対する資金調達の成功や、支援者に対するプロジェクトの実施及びリターン品の送付を保証するものではない。また、提案者及び支援者の間で生じたトラブルには、センターは一切関与しない。

(資金の振込)

第9条 プロジェクトの目標額を期間内に達成した場合、支援申し込みのあった額の15%が手数料等として差し引かれ、残りの85%の額が起案者の指定した口座に振込まれるが、振込

の時期は、募集期間終了月の翌々月5日とする。なお、資金の振込等に関することには、センターは一切関与しない。

(実績報告)

第10条 起案者は、事業が完了したときには、速やかに次に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。

- (1) F A A V O鳥取 プロジェクト実績報告書(様式第7号)
- (2) 活動成果報告書(様式第8号)

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定めるほか、F A A V O 会員規約及びF A A V O起案者向け利用規約のとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。